

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

【第1問】下記の問い合わせに 10 行以内で、判例の考え方従い、理由とともに解答せよ（50 点）。

- 1) A は B から借金をしていた。弁済期から 10 年 3 か月経過したところで、B からの請求に対して、「確かに債務を負っていますので、分割払いを認めてくれれば、弁済します。」と回答した。B はそれを拒否し、履行を求めて訴えを提起した。A は時効を援用することができるか。
- 2) A 所有の土木機械が盗難にあった。B はこの機械を、中古土木機械の販売業等を営む C から 300 万円で善意・無過失で購入し、代金を支払い、引渡しを受けた。A は、盗難から 2 年以内に、B に対して所有権に基づき機械の引渡しと、訴状送達の日の翌日から返還までの本件機械の使用利益相当額の支払を求めた。これに対して、B は C に支払った代価相当額の弁償を求めた。A の使用利益相当額の支払請求は認められるか。
- 3) A は、C 女が婚姻中に懐胎し、生まれた子である。C 女の配偶者は B 男であった。ところが実際は、A は、C 女が B 男と別居中に D 男と関係して生まれた子であった。A は現在 4 歳であるが、D 男が A を任意認知するには、どうすればよいか。

【第2問】下記の設例を読んで、問（1）～（3）に答えなさい（50点）。

[設例]

1. 大学病院の勤務医を辞めたAは、歯科医院を開業するため、2011年3月15日に自己所有の甲建物の改装工事を内容とする契約（以下、「本件契約」という。）をB工務店と締結した。本件契約の内容は、甲建物の基礎と骨格の部分を残し、外装・内装・間仕切り等を医院にふさわしいものに改めるというものであり、Bは工事を同年8月末日までに完成させて甲建物をAに引き渡すこと、工事代金は1500万円、内150万円を契約締結時に、残額1350万円を甲建物の引渡時に支払うべきことが合意された。
2. 同年4月にBは改装工事に着工したが、まもなく、甲建物の基礎と柱の耐震性が不十分であることが判明した。耐震性についての見込み違いは、本件契約の見積書作成時にBが前提とした耐震性基準が甲建物の建築時に適用されていた古いものであり、その後耐震性基準が厳格化され、改装工事後の甲建物は、新たな耐震性基準を順守していなければならないことをBが見落としたことによるものであった。十分な追加補強をするために必要な資材を外国から調達する時間を考慮すると、同年8月末日の完成は事実上きわめて困難な状況となっていた。
3. 同年7月中旬頃にAは、Bから、上記事情により工事の完成が遅延せざるを得ないという内容の説明を受けた。Aは、「9月開業に向けて、医療機器の購入や融資計画の作成など、綿密に準備を進めてきたので、それに間に合わせてもらわないと困る。」と述べた。これに対して、Bが、「8月末に間に合わせるには、資材調達に特別な方法を使う必要があり、代金も少し高くなる。」と答えたため、Aは憤慨し、「代金増額には応じない。」と一蹴した。

（問1）2011年8月末日に工事は完了しなかった。Bの対応に不満を持ったAが、別の業者に残りの工事を依頼したいと考えた場合、Aは、本件契約を解消することができるか。

上記1.～3.の事実に加えて、次の4.のような経過があったとする。

4. AがBの対応に不満を持ちながらも、新しい業者を探すのも容易ではなかったことから、しかたなくBが工事を完了するのを待つことにした。ところが、同年9月20日に改装工事中の甲建物は、巨大台風の直撃を受け、屋根や外壁の一部が吹き飛ばされるなどして、大きなダメージを受けた。工事をやり直すために、少なくとも更に3か月の期間を必要とした。

（問2）2011年12月27日にBは改装済みの甲建物をAに引き渡した。このとき、Aは同年9月～12月の4か月分の逸失利益として、Bに対して営業利益相当額の損害賠償を求めることができるか。

（問3）2011年12月27日に甲建物の引渡しを受けたAが、工事の仕上がりをチェックしたところ、床の傾斜とキズ、洗い場とトイレ周りの防水加工が杜撰であるなど、軽微なものとそうでないものを併せて合計10点の不具合が見つかった。このとき、Bから残代金の支払を請求されたAは、Bに対してどのような法的主張をすることが考えられるか。